



山口県子どもアドボケイト (意見表明支援員)

になりませんか？

子どもアドボケイト（意見表明支援員）とは？

子どもが話したいことを話せるように支援したり、必要な場合には、子どもの依頼または承諾を得て子どもの思いや意見を代わりに表明することを「子どもアドボカシー」といい、その役割を担う人のことを子どもアドボケイト（意見表明支援員）と呼びます。

活動場所

児童養護施設や一時保護所など、社会的養護が必要とされる子どもたちが生活する場所になります。

活動内容

- ・定期的に施設等を訪問し、子どもたちと話をする中で、悩みや体験等を聴きます。
- ・子どもが望む場合、子どもの意見表明を支援したり、子どもの意見を代弁します。
- ・毎月1回、オンラインにてアドボケイト同士で意見交換を行ったり、スーパーバイズを受ける機会があります。

活動費用

- ・施設等への訪問1回につき報酬及び交通費が当会の規定に基づいて支給されます。

子どもアドボケイトになるには？

以下の要件・確認事項が必要となります。

- ①子どもアドボカシー学会主催による「子どもアドボカシー基礎講座」、かつ山口県・山口県社会福祉士会主催による「子どもアドボカシー実践講座」を修了していること。
- ②個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出すること。
- ③山口県社会福祉士会 委託事業部 子ども権利擁護推進委員会及び子どもの権利擁護のための体制整備事業におけるスーパーバイザーからの助言・指導事項について、誠実に遂行すること。
- ④子どもアドボケイトとして活動し、活動報告書を提出するとともに、子どもアドボケイト定例会議に出席すること。

子どもアドボケイトになるには？

⑤山口県内に居住していること

⑥以下の（１）～（３）に、いずれも該当しないこと（山口県内に限定されません）。

- （１）児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、一時保護所に入所または委託（一時保護委託を含む）されている児童の保護者や扶養義務者など親族の方
- （２）児童相談所・一時保護所に勤務する者
- （３）過去または現在において下記項各号に該当する者

（参考 児童福祉法３４条の２０第１項）

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者
その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

※ ①の基礎講座及び実践講座を修了され、アドボケイトとしての活動を希望する旨の申し出があった方について、②から⑥の事項について確認ができた場合に、山口県の子どもアドボケイトとして登録されます。

※ 子どもアドボケイトは独立した立場で活動するため、現在、県内の児童養護施設等で働かれている方や里親さんについては、活動範囲等に制限がかかる場合があります。登録を希望される方は、個別にご相談させていただきます。

お申し込みはコチラ



<https://ws.formzu.net/dist/S94037341/>

問い合わせ先

一般社団法人 山口県社会福祉士会

〒753-0072

山口市大手町9番6号 山口県社会福祉士会館内

TEL : 083-928-6644

Mail:yamashashikai@clock.ocn.ne.jp